

○財務省告示第四百号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十二年十一月八日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 野田 佳彦

平成二十二年十二月八日

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百四十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
九
十
五
条
第
一
項、第百三十六条第
一
項及び第百三十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

九 八						七								六								五															
振 額 最		行 争 非		者 特 国		入 札 行		価 格 競 争		払 込 金 額		行 争 非		者 特 国		入 札 行		価 格 競 争		行 争 非		者 特 国		入 札 行		価 格 競 争		方 募 入 決 定 の									
替 単 位		入 札 発 競		第 I 加 場		市 場		行		行		入 札 発 競		第 I 加 場		市 場		行		入 札 発 競		第 I 加 場		市 場		行		法 入 決 定 の									
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿		千 万 円		千 円		三 十 七 十 八 千 百 十 二 万 四		十 万 七 千 百 八 十 七 億 六 千 五		四 兆 七 百 七 十 七 億 八 千 六 百 五		円		円		額		額		面		面		金		金		額		額		額		額			

応募価格競争入札発行」という。
 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募価格を順次割り当てて各申込みの範囲内において各応募者の特別参加者ごとの応募額を割り当てる。
 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
六 五 四 三 二 一 一 一 一 一 一
払 者 入 場 元 償 償 行 争 非 者 特 国 入 価 発 十 十
込 者 札 所 金 還 還 行 争 非 者 特 国 札 価 発 一 一
期 者 札 所 金 還 還 行 争 非 者 特 国 札 価 発 一 一
日 加 参 支 金 額 限 札 競 格 第 参 市 場 行 競 行 日 発 行

平成二十二年十一月八日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額金百円につき百円 償還金を支払う。その翌営業日に 当るときは、その翌営業日に ただし、償還期が銀行休業日に 平成二十三年二月十四日 平成二十三年二月十四日 行入札競格 I 参加場 額面金一厘一毛につき九十九円九 十七銭一厘一毛につき九十九円九 額面金額以上のおそれの応 募価格 十銭一厘以上のそれの応 額面金額 十銭一厘以上のそれの応

の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。

平成二十二年十一月八日